

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	二五
○ 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	二五
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	二六
○ 土地改良法により換地を定めない土地として指定した件	二六
○ 道路の供用を開始する件	二六
○ 都市計画事業を認可した件	二六
公 告	
○ 河川整備計画を定めた件	二七
○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件	二七
福 島 県 収 用 委 員 会	
○ 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件二件	二七
○ 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件二件	二七
○ 公示による通知を行う件二件	二六

告 示

福島県告示第二百五十一号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。
 平成二十八年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定を解除する区域
 西白河郡西郷村大字小田倉字狼山三番一の一部
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 セレン及びその化合物
 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 なし
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
 土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
 （水・大気環境課）

福島県告示第二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年四月八日から同年八月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
 1 駐車場の位置及び収容台数
 （変更前）五百九十七台
 （変更後）四百七十五台
 2 荷さばき施設的位置
 （変更前）別紙図面のとおり
 （変更後）別紙図面のとおり
 3 廃棄物等保管施設的位置
 （変更前）別紙図面のとおり
 （変更後）別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
 平成二十八年十一月二十九日
- 四 届出年月日
 平成二十八年三月二十八日

五 届出をした者
株式会社ベイシア
〔別紙書面〕及び〔別紙図面〕は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から平成二十八年三月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十一日認可した。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第二百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業中朝日地区に係る黒谷換地区の換地計画において換地を定めない土地として指定した。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地の表示

- 南会津郡只見町大字黒谷字上野三二四番
同 町大字黒谷字上野三三四番
同 町大字黒谷字上野三三八番一
同 町大字黒谷字上野三四一
同 町大字黒谷字上野三四二番
同 町大字黒谷字中千苅一三三番一
同 町大字黒谷字中千苅一三三番二
同 町大字黒谷字東一三五一番一
同 町大字黒谷字東一三六六番一
同 町大字黒谷字玉島二二六番
同 町大字黒谷字玉島二二四〇番
同 町大字黒谷字玉島二二五三番
同 町大字黒谷字玉島二二六〇番
同 町大字黒谷字井戸尻二四番
同 町大字黒谷字井戸尻三〇番
同 町大字黒谷字井戸尻三四番一
同 町大字黒谷字井戸尻三八番
同 町大字黒谷字寺ノ下二二五一番一

- 同 町大字黒谷字寺ノ下二二五一番二
同 町大字黒谷字寺ノ下二二六一番一
同 町大字黒谷字寺ノ下二二六二番二
同 町大字黒谷字寺ノ下二二七四番一
同 町大字黒谷字篠田一三〇三番
同 町大字黒谷字六百苅二二三五番二
同 町大字黒谷字六百苅二二四三番一

(農地管理課)

福島県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	伊達市霊山町掛田字本山二〇番一 地先から 同 市霊山町掛田字本山九番一 地先まで	平成二十八年四月八日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定により、都市計画法業について、次のとおり認可した。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 株式会社渡辺組
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平中山一団地の住宅施設
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月八日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 いわき市平中山字柿ノ目の一部の区域
(まちづくり推進課)

公 告

公告第七十三号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。
この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

河川整備計画の名称 二級河川鮫川水系河川整備計画

（河川計画課）

公告第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市から

いわき都市計画一団地の住宅施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年四月八日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭 弘

一 起業者の名称

福島県

二 事業の種類

県道いわき石川線改築工事（石川バイパス・福島県石川郡石川町字境ノ内地内から同町字石田地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在	地番	地目		地積（平方メートル）	収用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）
		登記記録	現況		
福島県 石川郡 石川町 字長郷 田	八四番	雑種地	山林	五三、九四 一	収用の部分 四二・八一 使用の部分 三・二四
					実測

- 四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間
- 1 使用方法
道路排水路の設置に当たり隣接土地を開削するため、及び橋梁上部工を施行するに当たり足場工を設置するための一時使用とし、その使用の範囲は、収用する土地からおよそ五十センチメートルの部分とする。
- 2 使用期間
権利取得裁決の日から三か月を経過した日から三年間
- 五 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
株式会社福島グリーンシステム	東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号	三五、九六〇分の三二、一一二
不明 ただし、株式会社福島グリーンシステム 又は (亡) 矢内トワの法定相続人である次の者の全員あるいは一部の者	東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号	一一六分の一
緑川文和	茨城県水戸市栄町二丁目六番三三三号	
緑川浩永	東京都小平市小川東町一丁目一八番二六一〇四号	
緑川トヨ	福島県石川郡石川町大字大内一四〇番地	
津幡恵子	福島県石川郡石川町大字双里字白坂下六番地の四	
荒川しの	福島県石川郡古殿町大字田口字黒長五六番地一	
遠藤和子	福島県石川郡石川町大字形見字漆方六三番地	
緑川和明	福島県石川郡石川町大字大内一四〇番地	
緑川トミイ	福島県白河市栄町二六番地二 栄ハイツB 一〇二	

赤塚トシ子	福島県西白河郡矢吹町三城目六五番地
坂田やい子	東京都江東区亀戸七丁目一番一号
嶋井福子	東京都府中市住吉町一丁目七〇番地の一〇
緑川ミツ	東京都東久留米市小山三丁目六番一四号
鳥居明美	東京都板橋区赤塚二丁目三二番三〇号
緑川勝則	埼玉県新座市池田四丁目五番三〇号
岩田勝代	東京都世田谷区喜多見二丁目一〇番一一三〇一号
山本三鈴	東京都文京区千駄木五丁目四九番一一号
山本一輝	コロボ千駄木一〇一
緑川芳則	住所不明 (戸籍の附票上の住所) フランス共和国パリ市ポルド・ド・イブリー一四番地
山田チエ子	神奈川県横浜市戸塚区汲沢七丁目二七番四号
内藤敬子	東京都品川区西五反田六丁目二五番二一一〇一号
小林洋子	東京都青梅市千ヶ瀬町五丁目五三九番地
鈴木玲子	東京都国立市中三丁目一番地の一 クリオレミントンヴィレッジ国立一〇八
西戸恒夫	神奈川県横浜市港北区下田町三丁目一六番三五号
緑川法雄	埼玉県さいたま市浦和区本太一丁目三二番二二号
小林住子	茨城県筑西市伊讚美一一二二番地六
阿部道子	東京都大田区池上八丁目一九番七号
緑川國恩	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目五番二〇号
矢内榮一	福島県石川郡石川町字境ノ内三七〇番地
伊藤和子	町宮住宅境ノ内団地二九九
永沼由理	福島県石川郡石川町字新町四一番地
矢内洋幸	福島県本宮市本宮字九繩一八番地イ
斎藤輝子	福島県郡山市開成四丁目二三番三三三
青木正子	神奈川県横浜市若草町四番地八〇
矢内裕司	福島県二本松市若宮二丁目二〇四番地一
	東京都板橋区高島平五丁目四一番九号
	埼玉県所沢市花園一丁目二四二六番地の四

<p>矢内健司 矢内慎吾 渡邊真由 矢内宏昌 二村さだ子 矢部由紀子 小澤真知子 矢内照高 矢内陽介 矢内ハル 鈴木初 矢内孝児 池田君枝 矢内正大</p>	<p>不明 ただし、 株式会社福島 グリーンシス テム 又は (亡) 覚来良 藏の法定相続 人である次の 者の全員ある いは一部の者 田島真二 増田恵子 田島三千男 武田章子 藤原美江</p>
<p>東京都多摩市諏訪一丁目五三番地の三 ルインシャトレ多摩永山式番館二〇八 神奈川県横浜市磯子区森が丘二丁目三番一 八号 レオパレス上大岡第二一〇二号 埼玉県戸田市大字新曾九八〇番地 柳原住 宅二〇六号室 福島県郡山市安積町荒井字西原山二番地の 一 愛知県春日井市不二ガ丘三丁目六四番地三 東京都目黒区大岡山一丁目一六番一六号 福島県いわき市平上平窪字羽黒四〇番地の 五一 野の花ホーム 福島県西白河郡矢吹町滝八幡一〇一番地 矢吹緑風園 福島県石川郡石川町字矢ノ目田六九番地 福島県石川郡石川町字矢ノ目田四番地の四 栃木県塩谷郡塩谷町大字上平二七番地一二 福島県石川郡石川町字矢ノ目田四番地の四 神奈川県厚木市愛甲四丁目一三番一九号 神奈川県厚木市愛甲西二丁目二三番一五号</p>	<p>東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号 長崎県南島原市布津町乙一九二番地一 愛知県津島市蛭間町字蔵掛堂一三四四番地 愛知県稲沢市平和町横池本田四四四番地 神奈川県横須賀市ハイランド一丁目三一番 八号 京都府京都市伏見区横大路長畑町三五番地 二</p>
<p>一一六分の一</p>	

<p>山田清治 山田修 山田實 篠崎薫範 篠崎憲彦 石山美紀子 神馬久美子 服部秋男 山田智英 山岸婦自余 山田規予美 橋本鐘子 横井文輝 吉川英夫 吉川忠彦 吉川篤司 堀江由香里 石川幸子 足立秀美 足立治夫 足立由美子 片桐郷子 扇裕子 鉄島敏治</p>	<p>愛知県稲沢市一色西町七二番地 愛知県稲沢市一色川俣町七七番地 愛知県丹羽郡扶桑町大字山那七四四番地二 北海道旭川市春光台四九丁目九番地の二 一 (住民票上の住所) 北海道旭川市春光七条九丁目五番七号 (書類送達先) 北海道旭川市末広五条七丁目 国広プラザ リフォームツイン内 千葉県君津市長石五二九番地 北海道旭川市末広二条一五丁目三番一六号 愛知県愛西市佐屋町新田二五番地一 愛知県稲沢市一色川俣町七五番地 愛知県弥富市前ヶ平一丁目九九番地 愛知県名古屋市中千種区仲田二丁目六番一八 号 ファミリー白砂二E号 愛知県名古屋市中東区藤巻町三丁目二番地 の二八三 愛知県稲沢市池部町三丁目一九番地一 愛知県稲沢市祖父江町祖父江東上沼一一〇 番地 愛知県稲沢市祖父江町祖父江東上沼一一〇 番地 愛知県稲沢市祖父江町祖父江上沼二二七番 地三 岐阜県高山市花岡町三丁目九一番地 愛知県名古屋市中村区黄金通四丁目七番地 エルグランデ黄金二A 愛知県名古屋市中熱田区旗屋二丁目八番一号 神宮苑七〇五号 愛知県名古屋市中西区江向町一丁目七八番地 江和荘一一三号 愛知県名古屋市中川区東中島町六丁目五八 番地の三 岐阜県各務原市鶴沼東町二丁目八一番地 愛知県名古屋市中川区伏屋一丁目六〇二番 地の三 愛知県愛西市草平町新佐屋川三〇番地一</p>
---	---

<p>不明 ただし、 株式会社福島 グリーンシス テム 又は (亡) 西牧三 郎の法定相続 人である次の 者の全員ある いは一部の者 浦上滋子</p>	<p>中村厚子 足立章 加藤小夜子 北川正巳 渡邊竜治 渡邊とし子 小林アヤ子 渡邊昭二 佐久間美弥子 服部敦子 片寄京美 洲上ともみ 今尾さよ子 中川奈那子 近藤尚弘 足立大陸 三田美美子</p>
<p>東京都新宿区西新宿六丁目二四番一 号 埼玉県志木市上宗岡五丁目二〇番三〇号</p>	<p>草平団地一―一〇三 愛知県愛西市柚木町中田面三四四番地二 愛知県名古屋市中東区白壁三丁目三番二三号 愛知県名古屋市中北区中切町二丁目五一番地 の二 愛知県一宮市大赤見字大山七番地 市営大 山住宅八四四号 大阪府大東市三箇一丁目三番一 号 アメニ ティ大東三番館三D 三重県四日市市羽津中一丁目一番一 号 愛知県豊田市吉原町馬ノ背一―四番地二 愛知県江南市藤ヶ丘一丁目一番地一 江南 団地四棟四〇二号 愛知県津島市中野町一四番地一 愛知県名古屋市中東区野間町六一番地 高 針北住宅C棟四〇五号 愛知県津島市中一色町弥六山三〇番地三 岐阜県岐阜市岩崎五〇三番地一 岐阜県各務原市那加西那加町二三番地二 岐阜県関市肥田瀬二一九六番地二 北海道札幌市中央区北六条西二二丁目二番 三―二〇八号 神奈川県鎌倉市山崎一三九〇番地 レーベ ンスガルテン山崎一号楼二―二二二号室 神奈川県川崎市中原区上小田中二丁目二四 番六八号</p>
<p>三五、九六〇 分の一、〇七 六</p>	

<p>柳瀬正登 柳瀬勇 徳重陽子 小林知子 小泉暁子 江幡祥子 小林集 水野光子 山本誠 大横敏彦 野中治 野中満 矢吹百合子 矢吹悦子 野中義清 中野重男 清水嘉子 廣田雅子 中野孝治 中野勇治 内山由美 矢吹武重 矢吹アキ子</p>	<p>埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡二丁目一四番三〇 号 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目一番二五棟 七〇八号 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡二丁目六番一三一 一〇五号 東京都世田谷区太子堂二丁目二一番五号 神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目三六番 地一 ドレッセ藤が丘四一七 東京都小金井市梶野町四丁目五番二九号 東京都大田区中馬込二丁目六番一〇号 神奈川県川崎市高津区上作延一―九六番地 一 コープ野村梶が谷ヒルズ三〇八 東京都墨田区緑三丁目一三番八号 東京都墨田区両国一丁目五番九号 東京都墨田区両国一丁目五番九号 神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町一番二四号 泉荘一〇一 東京都八王子市散田町五丁目九番二 号 フ レーズヴェルグ三〇一 号 東京都八王子市元本郷町四丁目一四番二三― 二〇六号 岡山県倉敷市川入六〇八番地 オータムヒ ル二A―二〇三 岡山県倉敷市中庄団地二番一―三一六号 埼玉県さいたま市北区別所町七六番地八 有坂ハイツ二〇一 号 福島県須賀川市西の内町七八番地 福島県須賀川市南町二三二番地 埼玉県和光市下新倉四丁目三番五五号 志 幸ホームⅢ一〇五 福島県石川郡玉川村大字竜崎字糶屋一四番 地 東京都練馬区豊玉北二丁目一九番一五―四 〇一 号 東京都足立区谷在家一丁目一九番七号 ス カイコートイレブン三〇三 号 神奈川県川崎市多摩区中野島三丁目五番二 一―二〇六号</p>
--	---

<p>武士孝子</p> <p>東京都練馬区豊玉上一丁目八番七号 中村ビル三〇三号</p>	<p>不明 ただし、株式会社福島グリーンシステム 又は (亡)長谷川輝之助の法定相続人である次の者の全員あるいは一部の者 渡邊幸保 長谷川憲史 長谷川光信 長谷川カツ</p> <p>東京都新宿区西新宿六丁目二四番一七号 千葉県成田市橋賀台二丁目四番地七 福島県石川郡石川町字北町九五番地 千葉県柏市高田一〇九〇番地の二五 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一七七番地の六 ケアハウスやすらぎ荘五二二号室</p>	<p>不明 ただし、株式会社福島グリーンシステム 又は (亡)矢内源藏の法定相続人である次の者の全員あるいは一部の者 矢内愛子 矢内真一 矢内純二</p> <p>東京都新宿区西新宿六丁目二四番一七号 東京都町田市金井町三三三番地 藤の台団地三二七二〇一 神奈川県大和市下鶴間二丁目二番二七五〇七号 東京都東大和市向原一丁目七番地の六ハイツ七番館一〇一号</p>
<p>三五、九六〇分の一、〇七六</p>	<p>三五、九六〇分の一、〇七六</p>	<p>三五、九六〇分の一、〇七六</p>

<p>矢内和子 矢内太圭司 矢内正章 相原佑子 矢内章子 通崎雄一 岡田公子 通崎浩司 萩原典雄 清水政春 矢吹吉永 矢吹安弘 矢吹徳正 白根雅樹 石井久美 遠藤幸子 矢吹康吉 矢内和子 芳野章子 神野啓子</p>	<p>千葉県白井市富士一三三番地の八 千葉県白井市富士一三三番地の七 千葉県船橋市高野台四丁目九番二七号 福島県須賀川市あおば町五八二番地 埼玉県戸田市上戸田二丁目二〇番七号 コーポ恵二〇五号室 神奈川県横浜市港北区綱島東一丁目一七番八一六〇五号 東京都大田区蒲田本町一丁目一〇番七一〇二号 神奈川県横浜市港北区綱島東一丁目一七番八一六〇五号 神奈川県川崎市多摩区中野島五丁目二番一二五〇六号 埼玉県蕨市南町一丁目一一番二号 有料老人ホーム寿楽 埼玉県戸田市大字新曾二四六三番地の二 埼玉県桶川市南二丁目五番三七号 埼玉県所沢市大字中富九九九番地の八 千葉県白井市富士一八五番地の一二 東京都江東区潮見二丁目八番一四一四二五号 埼玉県さいたま市西区大字内野本郷五八五番地五 埼玉県春日部市栄町二丁目一七四番地三 東京都文京区本駒込四丁目三五番一五一四一三三号 東京都足立区千住寿町五番一〇一九〇三三三号 東京都江東区白河二丁目二番一五〇八号</p>
---	--

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第二号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年四月八日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭弘

- 一 起業者の名称
福島県
- 二 事業の種類
県道いわき石川線改築工事（石川バイパス・福島県石川郡石川町字境ノ内地内から同町字石田地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	福島県 石川郡 石川町 字長郷 田	八五番 六	地目	登記 記録	山林	地積（平方メートル）	登記記録	三、五二二 二七	実測	三、五五・ 一、三二六・ 一五	収用又は使用し ようとする土地 の面積（平方メー トル）	三・三五
	登記 現況	山林		登記記録	三、五五・ 一、三二六・ 一五		三・三五					

- 四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間
1 使用方法
道路排水路の設置に当たり隣接土地を開削するため、及び橋梁上部工を施行するに当たり足場工を設置するための一時使用とし、その使用の範囲は、収用する土地からおよそ五十センチメートルの部分とする。
- 2 使用期間
権利取得裁決の日から三か月を経過した日から三年間
- 五 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	株式会社福島グリーンシステム	住所	東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号	持分	三五分の三二
不明 ただし、 株式会社福島 グリーンシス		住所	東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号	持分	三五分の一

テム
又は
(亡) 長谷川
信重の法定相
続人である次
の者の全員あ
るいは一部の
者
渡邊幸保
長谷川憲史
長谷川光信
長谷川カツ

千葉県成田市橋賀台一丁目四番地七
福島県石川郡石川町字北町九五番地
千葉県柏市高田一〇九〇番地の二五
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一
七七番地の六 ケアハウスやすらぎ荘五一
二号室

不明
ただし、
株式会社福島
グリーンシス
テム
又は
(亡) 西牧三
郎の法定相続
人である次の
者の全員ある
いは一部の者
浦上滋子
矢吹アキ子
矢吹武重
内山由美
中野孝治
中野勇治
廣田雅子
清水嘉子
中野重男

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号

埼玉県志木市上宗岡五丁目二〇番三〇号
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡二丁目一四番三〇号
埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目一番二五棟
七〇八号
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡二丁目六番一三一
一〇五号
東京都世田谷区太子堂二丁目二一番五号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目三六番
地一 ドレッセ藤が丘四一七
東京都小金井市梶野町四丁目五番二九号
東京都大田区中馬込二丁目六番一〇号
神奈川県川崎市高津区上作延一一九六番地

三五分の一

<p>不明 ただし、 株式会社福島 グリーンシス テム 又は (亡) 矢内源 藏の法定相続 人である次の</p>	<p>矢吹一夫 矢吹百合子 矢吹悦子 野中義清 野中満 野中治 大横敏彦 山本誠 水野光子 江幡祥子 小林集 小泉暁子 小林知子 德里陽子 柳瀬勇 柳瀬正登 武子孝子</p>	<p>一 コープ野村梶が谷ヒルズ三〇八 東京都墨田区緑三丁目一三番八号 東京都墨田区両国一丁目五番九号 東京都墨田区両国一丁目五番九号 神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町一番二四号 泉荘一〇一 東京都八王子市散田町五丁目九番二号 フ レーズヴェルグ三〇一号 東京都八王子市元本郷町四丁目一四番二三一 二〇六号 岡山県倉敷市川入六〇八番地 オータムヒ ル二A一三〇三 岡山県倉敷市中庄団地二番一―三二六号 埼玉県さいたま市北区別所町七六番地八 有坂ハイツ二〇一号 福島県須賀川市西の内町七八番地 福島県須賀川市南町二三二番地 埼玉県和光市下新倉四丁目三番五五号 志 幸ホームⅢ一〇五 福島県石川郡玉川村大字竜崎字靴屋一四番 地 東京都練馬区豊玉北二丁目一九番一五―四 〇一号 東京都足立区谷在家一丁目一九番七号 ス カイコートイレブン三〇三三号 神奈川県川崎市多摩区中野島三丁目五番二 一―二〇六号 東京都練馬区豊玉上一丁目八番七号 中村 ビル三〇三三号</p>	<p>三五分の一</p>
--	---	---	--------------

<p>神野啓子 芳野章子 矢内和子 矢吹康吉 遠藤幸子</p>	<p>者の全員ある いは一部の者 矢内愛子 矢内真一 矢内純二 矢内和子 矢内太圭司 矢内正章 相原佑子 矢内章子 通崎雄一 岡田公子 通崎浩司 萩原典雄 清水政春 矢吹吉永 矢吹安弘 矢吹徳正 白根雅樹 石井久美</p>	<p>東京都町田市金井町三―三三番地 藤の台 団地三―七―二〇一 神奈川県大和市下鶴間二丁目二番二七― 五〇七号 東京都東大和市向原二丁目七番地の六 ハ イツ七番館一〇一号 千葉県白井市富士一―三三番地の八 千葉県白井市富士一―三三番地の七 千葉県船橋市高野台四丁目九番二号 福島県須賀川市あおば町五八二番地 埼玉県戸田市上戸田二丁目二〇番七号 コー ポ恵二〇五号室 神奈川県横浜市港北区綱島東一丁目一七番 八―六〇五号 東京都大田区蒲田本町一丁目一〇番七一― 〇二号 神奈川県横浜市港北区綱島東一丁目一七番 八―六〇五号 神奈川県川崎市多摩区中野島五丁目二番一 二―五〇六号 埼玉県蕨市南町一丁目一―番二号 有料老 人ホーム寿楽 埼玉県戸田市大字新曾二四六三番地の二 埼玉県桶川市南二丁目五番三七号 埼玉県所沢市大字中富九九九番地の八 千葉県白井市富士一―八五番地の二二 東京都江東区潮見二丁目八番一四―四二五 号 埼玉県さいたま市西区大字内野本郷五八五 番地五 埼玉県春日部市栄町二丁目一七四番地三 東京都文京区本駒込四丁目三五番一五―四 一―三三号 東京都足立区千住寿町五番一〇―一九〇三号 東京都江東区白河二丁目二二番一―五〇八 号</p>
---	---	--

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年四月八日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭 弘

- 一 起業者の名称
福島県
- 二 事業の種類
相馬都市計画画緑地事業四号埴浜防災緑地
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	福島県 一七七 相馬郡 番二 新地町 大字埴 木崎字 埴浜	地目	登記 宅地 現況 宅地	地積(平方メートル)	登記記録 一八二・九 実測 一八三・八	収用しようとする土地の面積 (平方メートル) 一八三・八五
------	--	----	----------------------	------------	------------------------------	-------------------------------------

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	不明 ただし、 (亡) 南端ナ ツの法定相続 人である次の 者の全員又は	住所	
----	---	----	--

一部の者
寺島眞理子
河合則子

河野明
能登谷順子
河野文夫
加藤智恵子
澤山多恵子
寺島敏子
寺島優子
屋良縁
川村富子
寺島善春
谷川チエ子

池本律子
寺島英雄
寺島浩志
加藤貞子
菅野節子
遠藤美枝子
荒邦昭
遠藤千代子
安田テル子
鈴木良子

後藤榮子
大谷ノブ子
赤坂京子
本多和子
小池きぬ子

北海道室蘭市宮の森町二丁目七番五号
兵庫県神戸市東灘区向洋町中三丁目一番地の二〇 三番館二〇二号

北海道室蘭市白鳥台一丁目五番二号
北海道札幌市手稲区稲穂一条五丁目六番一八号
北海道室蘭市日の出町二丁目三番一六号
北海道札幌市清田区北野一条二丁目一三番一四号
北海道札幌市清田区北野一条二丁目一三番一四号
北海道室蘭市西条町下三永八三三番地一
北海道室蘭市西条町下三永八三三番地一
北海道室蘭市西条町下三永四九一番地一
北海道室蘭市増市町一丁目一九番四号
愛知県名古屋南区明治二丁目三〇番二号

住所不明
(戸籍の附票上の住所)

ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市郊外イタベシリカ
広島県呉市上平原町一〇番三号
北海道室蘭市高砂町五丁目九番一五号
北海道伊達市弄月町二二番地五
福島県相馬市新沼字刈敷田六番地の五
埼玉県吉川市栄町六八七番地三
福島県相馬郡新地町谷地小屋字原一六八番地の二
神奈川川崎市幸区古市場一七四一番地
福島県相馬市程田字形部田六七番地の一
福島県相馬市馬場野字岩穴前二一七番地の九
(住民票上の住所)
宮城県巨理郡山元町浅生原字作田山二番地一一〇
(書類送達先)

宮城県巨理郡山元町坂元字熊野堂一〇番二 中山熊野堂応急
仮設住宅九一六
宮城県巨理郡山元町坂元字町東一番地一 町営新坂元駅周辺
地区住宅B二一二
神奈川県横浜市緑区十日市場町一二五八番地 十日市場ヒル
タウン二一〇号棟二〇二号
福島県郡山市富田町字上亀田一一番地の六五
宮城県名取市下余田字鹿島二八九番地の一
(住民票上の住所)
埼玉県所沢市大字坂之下一一五三番地の一 千寿里

五 土地に關して所有權以外の權利を有する關係人の氏名及び住所並びに当該權利の種
類
なし

荒海記夫	福島県相馬郡新地町小川字ソリ畑八番地B―三
又は	
狩野洋子	茨城県古河市東山田一八一五番地六七二
南端和雄	神奈川県川崎市川崎区大師本町六番八号
狩野勝子	千葉県山武市成東二七〇六番地四九
南端三郎	栃木県栃木市大平町新一四四七番地一五
南端三夫	千葉県君津市南久保三丁目九番七号
南端三博	神奈川県横浜市戸塚区川上町四九三番地九
藤城幸子	千葉県君津市中富一〇五三番地二
南端ハル子	東京都世田谷区代田四丁目二九番三号
南端みつ子	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町営住宅四号棟一〇一号室
南端松男	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町営住宅四号棟一〇一号室
荒洋行	アバート五棟九〇三号
荒真由美	神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層アバート五棟九〇三号
荒あさ子	神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層アバート五棟九〇三号
美濃イチ子	千葉県浦安市当代島二丁目二一番一―二〇九号 マンションジュノII
荒海記夫	福島県相馬郡新地町小川字ソリ畑八番地B―三
荒あさ子	神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層アバート五棟九〇三号
荒真由美	神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層アバート五棟九〇三号
荒洋行	神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層アバート五棟九〇三号
南端松男	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町営住宅四号棟一〇一号室
南端みつ子	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町営住宅四号棟一〇一号室
南端ハル子	東京都世田谷区代田四丁目二九番三号
藤城幸子	千葉県君津市中富一〇五三番地二
南端三博	神奈川県横浜市戸塚区川上町四九三番地九
南端三夫	千葉県君津市南久保三丁目九番七号
南端三郎	栃木県栃木市大平町新一四四七番地一五
南端三夫	千葉県山武市成東二七〇六番地四九
南端和雄	神奈川県川崎市川崎区大師本町六番八号
狩野洋子	茨城県古河市東山田一八一五番地六七二
狩野勝子	千葉県山武市成東二七〇六番地四九
南端三郎	栃木県栃木市大平町新一四四七番地一五
南端三夫	千葉県君津市南久保三丁目九番七号
南端三博	神奈川県横浜市戸塚区川上町四九三番地九
藤城幸子	千葉県君津市中富一〇五三番地二
南端ハル子	東京都世田谷区代田四丁目二九番三号
南端みつ子	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町営住宅四号棟一〇一号室
南端松男	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町営住宅四号棟一〇一号室
荒洋行	アバート五棟九〇三号
荒真由美	神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層アバート五棟九〇三号
荒あさ子	神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層アバート五棟九〇三号
美濃イチ子	千葉県浦安市当代島二丁目二一番一―二〇九号 マンションジュノII

福島県収用委員会告示第四号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の
 収用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成二十八年四月八日
 福島県収用委員会
 会長 菅野 昭 弘

- 一 起業者の名称
福島県
- 二 事業の種類
相馬都市計画画緑地事業四号埴浜防災緑地
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積(平方メートル)	実測	収用しようとする土地の面積(平方メートル)
	登記	現況			
福島県 相馬郡 新地町 大字埴木崎字 埴浜	畑	畑	一一二	一一二・〇三	一一二・〇三

氏名	住所
不明 ただし、 (亡)南端ナ ツの法定相続 人である次の 者の全員又は 一部の者 寺島眞理子 河合則子	北海道室蘭市宮の森町二丁目七番五号 兵庫県神戸市東灘区向洋町中三丁目一番地の一〇三番館二〇二号

河野明	北海道室蘭市白鳥台一丁目五番二号
能登谷順子	北海道札幌市手稲区稲穂一条五丁目六番一八号
河野文夫	北海道室蘭市日の出町二丁目三番一六号
加藤智恵子	北海道札幌市清田区北野一条二丁目一三番一四号
澤山多恵子	北海道札幌市清田区北野一条二丁目一三番一四号
寺島敏子	広島県東広島市西条町下三永八三三番地一
寺島優子	広島県東広島市西条町下三永八三三番地一
屋良縁	広島県東広島市西条町下三永四九一番地一
川村富子	北海道室蘭市増市町一丁目一九番四号
寺島善春	愛知県名古屋南区明治二丁目三〇番二号
谷川チエ子	住所不明
池本律子	(戸籍の附票上の住所)
寺島英雄	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市郊外イタペシリカ
寺島浩志	広島県呉市上平原町一〇番三号
加藤貞子	北海道室蘭市高砂町五丁目九番一号
菅野節子	北海道伊達市弄月町二二番地五
遠藤美枝子	福島県相馬市新沼字刈敷田六番地の五
荒邦昭	埼玉県吉川市栄町六八七番地三
遠藤千代子	福島県相馬郡新地町谷地小屋字原一六八番地の二
安田テル子	神奈川県川崎市幸区古市場一七四一番地
鈴木良子	福島県相馬市馬場野字岩穴前二一七番地の九 (住民票上の住所)
後藤榮子	宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山二番地一一〇 (書類送達先)
大谷ノブ子	宮城県亘理郡山元町坂元字熊野堂一〇番二 中山熊野堂応急 仮設住宅九一六
赤坂京子	宮城県亘理郡山元町坂元字町東一番地一 町営新坂元駅周辺 区住宅B二一一二
本多和子	神奈川県横浜浜市緑区十日市場町一二五八番地 十日市場ヒル タウン二一一号棟二〇二号
小池きぬ子	福島県郡山市富田町字上亀田一一番地の六五
南端吉夫	宮城県名取市下余田字鹿島二八九番地の一 (住民票上の住所) 埼玉県所沢市大字坂之下一一五三番地の一 千寿里 (書類送達先) 埼玉県朝霞市西弁財一丁目一〇番二五号 成年後見人 宇田川茂(司法書士) 群馬県高崎市石原町一三〇〇番地

南端仁志	福島県相馬郡新地町大字埴木崎字作田一一〇番地の一四
南端肇	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平二二七番地三
上野康子	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下四九番地三
南端則夫	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下四九番地
南端正夫	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字内山一一八番地 折口原団 地八〇五
美濃イチ子	千葉県浦安市当代島二丁目二番一〇九号 マンション ジュノII
荒海記夫	福島県相馬郡新地町小川字ソリ畑八番地B一三
荒あさ子	神奈川県横浜平戸区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層 アパート五棟九〇三号
荒真由美	神奈川県横浜平戸区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層 アパート五棟九〇三号
荒洋行	神奈川県横浜平戸区平戸町一一七四番地一 県営平戸高層 アパート五棟九〇三号
南端松男	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町管住 宅四号棟一〇一号室
南端みつ子	福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地四八番地 愛宕東町管住 宅四号棟一〇一号室
南端ハル子	住所不明
藤城幸子	東京都世田谷区代田四丁目二九番三号
南端博	千葉県君津市中富一〇五三番地二
南端三夫	神奈川県横浜平戸区川上町四九三番地九
南端三郎	千葉県君津市南久保三丁目九番七号
南端晃	栃木県栃木市大平町新一四四七番地一五
狩野勝子	千葉県山成市成東二七〇六番地四九
南端和雄	神奈川県川崎市川崎区大師本町六番八号
狩野洋子	茨城県古河市東山田一八一五番地六七二
又は	宮城県亘理郡山元町坂元字町東一番地一 町営新坂元駅周辺 地区住宅B二一一二
後藤榮子	

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第五号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき次の
者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用

地室)において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。
平成二十八年四月八日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭弘

一 書類の名称

裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した平成二十八年三月三十日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住 所
山本 一輝	不明 (戸籍の附票上の住所) フランス共和国パリ市ポルド・ド・イブリー一四番地

三 その他

前記通知書を受領しないときは、平成二十八年四月二十九日をもって通知があったものとみなされます。

福島県収用委員会告示第六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき次に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。
平成二十八年四月八日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭弘

一 書類の名称

裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した平成二十八年三月三十日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住 所
谷川 チエ子	不明 (戸籍の附票上の住所) ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市郊外イタペシリカ
南端 ハル子	不明

三 その他
前記通知書を受領しないときは、平成二十八年四月二十九日をもって通知があったものとみなされます。